# 令和3年度 貸与奨学事業募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会

### 1. 応募資格

奨学金を貸与する奨学生は、国公私立大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校 専門課程に在学し、学資金の支払いが困難と認められる30歳未満のものとします。ただし、高 等専門学校については、第4学年以上の在学生に限るものとします。

## 2. 奨学金額と貸与期間

奨学金の貸与期間は、正規の最短修業期間とします。貸与する奨学金の額は、修業期間1年 につき 25 万円以内とし最高 100 万円とします。

## <奨学金の貸与例>

· 高等専門学校

25 万円×2年間= 50 万円

大

・専修学校専門課程 25 万円×2年間= 50 万円

短

25 万円×2年間= 50 万円

・大 学 25 万円×4年間=100 万円

・大 学 院

25 万円×2年間= 50 万円

3. 奨学金の利息

無利息です。

4. 申請手続き

奨学生志望者は、親権者の在住する都道府県支部に必要書類を提出し申請します。

5. 奨学生の採用

奨学生志望者の希望、家庭の事情等を参酌し、選考委員会の選考を経て理事長が採用を決定 します。

6. 奨学金貸与方法

手続き完了後、奨学金を奨学生名義の銀行口座に振り込みます。

#### 7. 奨学金返還方法

貸与を受けた奨学金は、学校卒業(退学等を含む。)の年まで据え置き、その年の12月から 7年以内(ただし、奨学金額100万円借用者に限定し、それ以外は5年以内とする。)に年賦の 方法で全額返還していただきます。

ただし、毎回の返還額は5万円以上とし、端数が生じたときは、最終回の返還額とします。 なお、年賦金の返済金を延滞したときは、延滞金が発生します。

#### 8. その他

詳しくは、各都道府県支部へお問い合わせください。